

## ミャンマー初の商標法の施行

# ミャンマー商標法の運用開始について

～全ての商標について、登録が必要となります～

2020年10月1日から、既に使用している商標について、商標法に基づく登録の出願が可能となりました。ミャンマーでは、商標法が存在しない状態が長く続いていましたが、2019年1月30日に商標法が成立し、2021年には正式に施行されるといわれています。これに先立って、2020年10月1日から、知財庁がソフトオープンとなり、既に使用されている商標については、優先登録出願の受付が開始されました。

これまで、ミャンマーでは、慣習法や文書等の登録制度を定めた登録法により、商標について一定の保護がなされていましたが、商標法の施行に伴い、ミャンマーで保護を受けようとする商標は、全て同法に基づき登録を出願する必要があります。知財庁への登録出願を行わない場合、商標権に関する権利は失われるため、注意が必要です。

## 商標法施行前後における商標の保護制度の概要

|       | 商標法施行前の保護制度                                                            | 商標法施行後の保護制度                        |
|-------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 手続の概要 | ①登録所(Registration Office)での登録と、<br>②新聞での広告(Trademark Caution)の掲示が必要    | 知財庁(商業省の一部局として設置予定)での登録が必要         |
| 登録制度  | 統一的な登録制度は存在せず、新聞広告で知ることができるのみ                                          | 統一的な登録制度があり、検索も可能                  |
| 根拠・規定 | 商標権の根拠となる明文の法律は無く、慣習法としてのコモン・ローを前提として、登録法(書類一般の登録を規定する。)に基づく手続が行われている。 | 商標法・商標法規則が、商標権を明確に認めている。           |
| 注 記   | 商標法の施行により、それ以前の制度下での保護は失われる(商標として保護されるためには、改めて商標法に基づく登録(本表の右欄)の出願が必要)。 | 優先登録出願と通常の登録出願の2つの登録方法がある(次頁の表参照)。 |

## 優先登録出願と通常の登録出願

商標法は、既に商標を使用している者を保護する優先登録出願の制度を設けています。  
既に商標を使用している証拠については、その種類に限定はありませんが、登録所での登録及び新聞での広告の掲示があれば有力な使用の証拠になります。

## 優先登録出願と通常の登録出願の概要

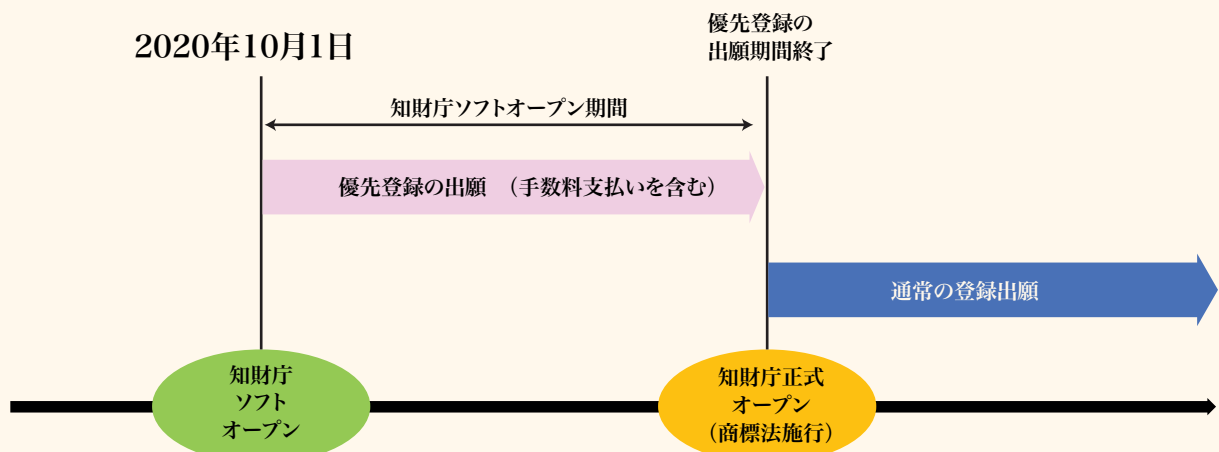
|          | 優先登録出願                                                  | 通常の登録出願          |
|----------|---------------------------------------------------------|------------------|
| 出願可能時期   | 知財庁のソフトオープン(2020年10月1日)から、正式オープンまでの間の優先登録期間内            | 知財庁の正式オープン後      |
| 出願に必要な条件 | 商標使用の証拠が必要(通常は、登録所での登録及び新聞での広告の掲示)。<br>※商標法施行前の使用の証拠が必要 | 優先登録のような使用の証拠は不要 |

### 同一の商標について、複数の出願がなされた場合の優劣

|                     |                                                                                                               |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| いずれも優先登録出願である場合     | 使用証拠の時期の先後で優劣が決まる。<br>(先に使用した証拠がある出願者が優先)                                                                     |
| いずれも通常の登録出願である場合    | 登録出願時期の先後で優劣が決まる。(早く登録出願した者が優先)                                                                               |
| 優先登録出願と通常の登録出願である場合 | 優先登録出願が優先される。<br>商標の使用時期(優先登録出願)と商標の出願時(通常登録出願)の先後の比較となるが、優先登録出願における商標の使用事実は、商標法施行前である必要があるため、常に優先登録出願が優先される。 |

## 商標登録出願開始までのスケジュール

2020年10月1日以降、知財庁がソフトオープンとなり、優先登録出願ができるようになりました(優先登録出願は知財庁のソフトオープン後、正式オープン(すなわち、商標法の正式な施行)までの時限的な措置です。)。優先登録出願の際の商標使用の証拠は、商標法施行前のものに限られます。



## ■ 今後の対応

### ● 既に旧制度での商標保護の手続(①登録所での登録、②新聞広告の掲示)を行っている場合

速やかに優先登録の出願を行う必要があります。知財庁の正式オープンまでに優先登録の出願(出願料の納付を含む)を行わない場合、以前から商標を使用していたという優先権の主張はできなくなりますので、注意が必要です。

### ● 旧制度による商標保護の手続を行っていなかった場合

可能な限り、これまで商標を使用していた証拠を収集し、優先登録の出願を行うことが考えられます。この場合の商標使用の証拠は、旧制度での商標保護の手続(①登録所での登録、②新聞広告の掲示)を行っていた場合と比較すると弱くなりますが、商標使用の事実は、証拠を総合的に評価した上で判断されますので、可能な限り効力の強い証拠を集めて、出願時に提出する必要があります。例えば、その商標を使用している、日付が入っているインボイス、領収書、カタログ、広告等を商標使用の証拠として提出することが考えられます。

また、商標法施行前までは、旧制度での商標保護の手続(①登録所での登録、②新聞広告の掲示)を行い、これを優先登録出願を基礎づける証拠とすることができるとされています。この手続をこれまで行っていない場合は、新たにこの手続を行うことも選択肢となるものと思われます。

在ミャンマー日本国大使館(TMI総合法律事務所監修)